

事故発生防止のための基本指針

1. 目的

社会福祉法人函館大庚会は、以下に事故発生防止対策に関する行動指針及び基本目的を定める。

2. 事故発生防止指針

社会福祉法人函館大庚会は安全かつ適切な質の高いサービス提供のために常に業務の改善を行うことにより、介護・医療事故を未然に防ぐ。また職員研修の実施により職員ひとりひとりが事故予見能力を習得するとともに、職員の健康管理、施設の保全に努め、組織的な事故発生防止に取り組む。

万一介護事故が発生した場合には、事故発生の原因究明、今後の事故防止対策を検討する。利用者等に被害が生じた場合は、速やかな回復を図るよう努める。介護事故やヒヤリ・ハットに関する社会的要請については真摯に受け止め、組織の事故対策に反映させる。特に平成30年7月28日夏まつり会場で発生した特養俱有入居者の誤嚥窒息事故をふまえ、本基本方針を法人内で周知徹底する。

3. 事故対策基本目標

社会福祉法人函館大庚会は法人全体で事故発生防止や再発防止に取り組み、常に介護サービスを改善することにより、重大事故の発生は年間0、介護事故の発生は法人全体で月間5件以下となるよう努める。

4. リスクマネジメント体制整備

事故対応マニュアルに基づき、介護事故やヒヤリ・ハットなどが発生した場合は、速やかに報告書を作成するとともに、リスクマネジメント委員会にてその内容について検討し、再発防止に努める。また各事業書では単独または合同で定期的にリスクマネジメント委員会を開催し、事故発生を未然に防ぐための介護技術の向上や環境整備について検討する。

5. 職員研修に関する基本方針

事故発生防止に関する適切な知識の普及や、安全管理の徹底を図るため、職員採用時に研修を行うとともに、各事業所において介護事故等を分析した結果をふまえ年2回の職員研修を実施する。

6. 介護事故発生時の対応に関する基本方針

利用者の心身に重大な損害を与えかねない事態が生じた場合は、法人全体で速やかに対応する。

7. 事故発生防止のための基本方針の公表

社会福祉法人函館大庚会の事故発生防止のための基本指針は、施設内に掲示の他、当法人のホームページにも掲載し、いつでも自由に閲覧できるようにする。

平成28年2月1日
平成31年4月1日改定
社会福祉法人函館大庚会
理事長 今 均